

名古屋大学東山会細則

沿革 1996年 1月 4日改正
1997年 2月 7日改正
2003年 10月 10日改正
2004年 1月 10日改正
2005年 10月 3日改正
2013年 9月 5日改正

第1章 事務所

- 第1条 本会は本部事務所を名古屋市千種区不老町 名古屋大学工学部機械工学教室内に置く。
第2条 支部には支部事務所を置くことができる。

第2章 会 員

- 第3条 東山会規則第7条で定める東山会母体学科・専攻は以下の通りとする。
名古屋帝国大学理工学部機械学科
名古屋帝国大学工学部機械学科
名古屋大学工学部機械学科
名古屋大学工学部機械学科及び機械工学第二学科
名古屋大学工学部機械工学科及び機械情報システム工学科
名古屋大学工学部機械・航空工学科（機械システム工学コースに限る）
名古屋大学大学院工学研究科機械工学専攻
名古屋大学大学院工学研究科機械工学及び機械工学第二専攻
名古屋大学大学院工学研究科機械工学及び機械情報システム工学専攻
名古屋大学大学院工学研究科機械理工学専攻機械科学分野及び機械情報システム工学分野
名古屋大学大学院工学研究科マイクロシステム工学専攻（機械工学及び機械情報システム工学専攻併担講座に限る）
名古屋大学大学院工学研究科マイクロ・ナノシステム工学専攻及び計算理工学専攻（機械理工学専攻機械科学分野及び機械情報システム工学分野併担研究グループに限る）
第4条 東山会規則第8条で定める東山会協力学科・専攻は以下の通りとする。
名古屋大学工学部電子機械工学科
名古屋大学大学院工学研究科電子機械工学専攻
名古屋大学大学院工学研究科マイクロシステム工学専攻（電子機械工学専攻併担講座に限る）

第3章 役 員

- 第5条 役員の選出は総会において行う。なお理事会は、理事及び監事候補者を推薦し、予め正会員に提示する。
第6条 役員に欠員を生じたときには補充することができる。補充方法は理事会において協議決定する。補充により就任する者の任期は前任者の残期間とする。
第7条 東山会規則第13条の(3)に定める理事の会務分担は以下のとおりとする。
(1) 庶務理事 総合調整、総会、理事会、表彰に関する会務。他の理事に属さない会務
(2) 会計理事 会計に関する会務
(3) 名簿理事 名簿に関する会務

- (4) 広報理事 広報に関する会務
- (5) 事業理事 事業に関する会務（名簿、広報等、他理事が担当する事業を除く）
- (6) 支部担当理事 支部に関する会務（支部長が兼務）

第4章 事 業

第8条 東山会規則第18条に定める本会事業は、以下のとおりとする。

- (1) 総会，理事会等の開催（庶務理事担当）
- (2) 東山賞贈賞（庶務理事担当）
- (3) ホームページの維持管理（広報理事担当）
- (4) 会報の発行（広報理事担当）
- (5) 名簿の発行と維持管理（名簿理事担当）
- (6) 東山へ帰る日の企画と実施（事業理事担当）
- (7) 新年同窓会の企画と実施（事業理事担当）
- (8) 新入会員歓迎会の企画と実施（事業理事担当）
- (9) その他の事業の企画と実施（事業理事担当）

第9条 東山賞は下記の要領にしたがって贈賞する。

- (1) 機械理工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻および計算理工学専攻（機械理工学専攻併担研究グループに限る）修了者のうち，人格，学業ともに特に優れた学生に贈賞する。ただし，マイクロ・ナノシステム工学専攻の学生は，その学生が所属する研究グループの併担先の専攻において受賞対象とする。
- (2) 受賞者は，機械理工学専攻機械科学分野，機械情報システム工学分野，及び電子機械工学分野の各教室からの推薦により決定する。受賞者は原則として各分野1名とする。
- (3) 授賞は，各分野の修了式において，賞状・副賞を授与して行う。

第7章 細則変更

第10条 本細則の変更には理事会構成員の過半数の同意を必要とする。

附則

1. この細則の改正は，2013年9月5日から施行する。